

第5節 小型船舶等の安全対策の充実

1 ポートパーク、フィッシャリーナ等の整備

ポートパーク等の整備

放置艇問題を解消し、港湾の秩序ある利用を図るために、既存の静穏水域、遊休護岸等を活用し、必要最低限の施設を備えた簡易な係留・保管施設であるポートパークの整備を推進するとともに、プレジャーボートの安全な活動拠点となるマリーナ等の整備を促進した。

フィッシャリーナ等の整備

漁港においては、防波堤等の外郭施設、航路泊地等の水域施設の整備を推進し、漁船等の安全の確保が図られるよう努めた。また、プレジャーボート等と漁船とのトラブル等を防止するため、新たに静穏水域を確保しプレジャーボート等を分離・収容するための施設等を整備する漁港利用調整事業を行うとともに、漁港内の既存の静穏水域を有効活用してプレジャーボート等の収容を図るための施設等を整備する漁港の高度利用のための整備（強い水産業づくり交付金）を実施し、漁港の秩序ある利用を図った。

係留・保管能力の向上と放置艇に対する規制措置

近年、様々な問題が顕在化している放置艇の対策として、ポートパークの整備等の係留・保管能力の向上と併せて、港湾法（昭25法218）・漁港漁場整備法（昭25法137）に基づく船舶の放置等を禁止する区域の指定など公共水域の性格や地域の実情などに応じた適切な規制措置の実施を推進した。港湾法については、平成18年10月1日に一部改正が施行され、臨港地区、港湾隣接地域等の陸域においても船舶の放置等を禁止する区域の指定ができるようになった。また、平成14年4月に施行された小型船舶の登録等に関する法律（平13法102）による小型船舶の所有者を確知するための登録制度が活用された。

さらに、マリーナなどプレジャーボートの係留・保管場所やビクターバース等に関する情報サイト「海覧版」（<http://www.kairanban21.jp/>）により、利用者へ情報提供を図るなど、安全、快適かつ適正

なプレジャーボートの利用環境の整備を促進した。

2 漁船等の安全対策の推進

漁船等の安全に関する指導等の推進

漁船の海難による死者・行方不明者数は、他の船舶よりも高い水準となっており、全体の約6割を占めている。この現状を踏まえ、海難防止講習会の開催等により、見張りの励行等について指導・啓発を行い、乗組員の安全運航の意識向上に努めた。

特に、漁船海難に伴う死者・行方不明者の減少へ向け、関係省庁が連携し、漁業関係者の安全意識の高揚を目的とした「漁船海難防止強化旬間」（9月21日～9月30日）を実施した。漁船海難防止強化旬間においては、漁業関係者を中心とした海難防止講習会の開催、ライフジャケット着用推進モデル漁協の指定等の活動を関係省庁、関係団体の協力を得て実施した。

また、漁船の海難や海中転落事故の防止に重点を置いた安全対策の強化を図るため、主要漁業基地において、生存対策に関する講習会を開催するなど、所要の対策を講じた。

漁船の安全性の確保

専ら本邦の海岸から12海里以内において漁ろうに従事している総トン数20トン未満の小型漁船は、当分の間、船舶安全法（昭8法11）に定める構造・設備等の技術基準の適用が免除されているが、これらの船舶の安全性について評価・検討を行った。

また、小型漁船に1人で乗船する者に対し、適切な連絡手段を有さない場合にライフジャケットの着用を義務付けていたが、船外転落死亡・行方不明者の発生状況にかんがみ、連絡手段確保の有無にかかわらず、着用を義務化することとした（平成19年3月公布、平成20年4月施行）。

3 プレジャーボート等の安全対策の推進

プレジャーボート等の安全に関する指導等の推進

プレジャーボート等の海難を減少させるために

は、マリネジャー愛好者自らが安全意識を十分に持つことが重要であることから、海上保安庁では、マリネジャーの盛んな海域において、巡視船艇による安全指導のほか、海難防止講習会や訪船指導等を通じ、レジャー目的に応じたきめ細かな海難防止指導を行った。

警察では、港内その他の船舶交通の多い水域、遊泳客の多い海水浴場、マリネジャースポーツの利用が盛んな水域等に重点を置いて、警察用船舶により安全指導を行うとともに、警察用航空機との連携によるパトロールや地元団体及びパーソナルウォータークラフト安全協会、沖縄マリネジャーセイフティビューロー等関係団体との協力、連携を図り、マリネジャー環境の整備、マリネジャー提供業者に対する安全対策の指導、マリネジャー利用者等の安全意識の啓発活動等を通じて、水上安全の確保を図った。

プレジャーボート等の建造に関する技術者講習の推進

プレジャーボート等の建造技術の適正な水準を維持し、船舶の安全性を確保するため、建造技術者を対象とした各種講習会の開催等を推進し、市場ニーズや技術革新等に対応し得る技術者を養成し、その資質の向上を図った。

プレジャーボート等の安全基準、検査体制の整備

総トン数20トン未満の船舶の検査を実施している日本小型船舶検査機構と連携して、適切な検査の実施に努めるとともに、プレジャーボート等の国際規格となる国際標準化機構（ISO）規格について、国内規則との整合を図るべく、技術的見地から詳細な検討を行った。

プレジャーボート等の安全に対する情報提供の充実

一般船舶やプレジャーボート等に対しても、気象・海象の情報、船舶交通の安全に必要な情報等をインターネット、携帯電話等を通じて提供する沿岸域情報提供システムの整備・運用を行った。

そのほか、マリネジャー情報提供の窓口としての「海の相談室」及び「マリネジャー行事相談室」

の利用促進を図るとともに、安全に楽しむための情報をホームページ上で提供できるよう情報提供体制の充実・強化を図った。

免許取得者の知識・技能の確保及び小型船舶操縦者の遵守事項の周知・啓発

簡素・合理化された新小型船舶操縦士免許制度の下で、免許取得者が小型船舶を的確・安全に操縦できるような一定の知識・技能の習得が継続的に図れるように努めた。

また、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく小型船舶操縦者の遵守すべき事項（酒酔い等操縦の禁止、危険操縦の禁止、ライフジャケットの着用等）の周知・啓発、違反事項の調査・取締りを実施し、マリネジャー愛好者のマナー意識・安全意識の向上に努めた。

4 ライフジャケット着用率の向上

救命胴衣の着用が海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者の減少に大きく寄与していることから、救命胴衣着用推進モデル漁協、同マリーナの指定拡充等により救命胴衣着用率の向上を図った。また、海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者の半数以上を漁船が占めていることから、漁業関係者が自ら前向きに安全意識を醸成させる仕組みづくり（漁業関係者自らの安全意識改革）を強力に推進し、ライフジャケット着用率の向上を図った。加えて、救命胴衣の常時着用のほか、携帯電話等の連絡手段の確保、緊急通報用電話番号「118番」の有効活用を3つの基本とする自己救命策確保キャンペーンを強力に推進した。

なお、依然として海中転落による死者・行方不明者数が改善傾向にない一人乗り小型漁船については、関係機関と調整の上で、今般ライフジャケットの着用義務範囲の拡大を行った（平成19年3月公布、20年4月施行）。

5 海難等の情報の早期入手

海難等が発生してから海上保安庁が認知するまでに時間を要すること、また、第三者機関を経由するなどにより、情報内容の正確性が低下することがあ

るため、関係機関、関係団体等により、緊急通報用電話番号「118番」の周知・啓発を推進するとともに、防水機能付携帯電話の携行等による連絡手段の

確保を推奨し、海上保安庁へ直接、早期に通報を行えるように努めた。

第6節 海上交通に関する法秩序の維持

海上保安庁は、海上における犯罪の予防及び法令の励行を図るため、平成18年は、旅客船等に対する海上保安官の警乗や、3万3,702隻の船舶に立入検査を実施する一方、取締りの実施により3,086件の海事関係法令違反を送致したほか、違反の態様が軽微で是正の容易な1,388件の海事関係法令違反について警告措置を講じた。

また、海事関係者等を対象とした海難防止講習会の開催、訪船指導の実施等により航法、海事関係法令等の遵守、運航マナーの向上、見張りの励行、気象・海象情報の的確な把握等安全指導を行った。さらに、航路等において、他の船舶の流れを無視したプレジャーボートの遊走等の無謀な活動に対しては、訪船・現場指導や取締りを実施し、海難の未然防止及び海上交通秩序の維持に努めた。

港内、主要狭水道等船舶交通のふくそうする海域においては、巡視船艇による船舶交通の整理及び航法違反等の指導取締りを実施しており、特に、海上交通安全法に定める11の航路については、巡視船艇を常時配備するとともに、航空機によるしょう戒を実施し、重点的な指導取締りを行った。

このほか、年末年始には、旅客船、カーフェリー、遊漁船、海上タクシー等による海上輸送の安全確保を図るため「年末年始特別警戒」を実施し、全国一斉に訪船指導等を実施した。

警察では、近年のマリンレジャー人口と船舶交通量の増加に対応して、水上交通の安全と秩序を維持するため、警察用船舶の整備と水上警察の組織体制の充実強化を図り、船舶交通のふくそうする港内や事故の起きやすい海浜、河川、湖沼等において、警察用船舶、警ら用無線自動車及び警察用航空機が連

携してパトロール等を行ったほか、訪船連絡等を通じた安全指導を積極的に行った。また、事故に直結しやすい無免許操縦、無検査船舶の航行等違反行為の取締りを強化し、平成18年中、海事関係法令違反90人を検挙した。特に水上オートバイの事故については、水上（中）におけるレジャー事故に占める割合が最も大きい（約22.8%）ため、パーソナルウォータークラフト安全協会等関係団体との連携を図り、広報啓発活動を実施するとともに、自治体との連携を図り、事故に直結しやすい無謀な操縦や無免許操縦に重点を置いた指導取締りを推進した。

また、近年における多様なレジャースポーツに伴う事故を防止するため、レジャースポーツ関係業者、港湾、漁業関係者等との連携を図り、レジャースポーツ愛好者に対し、遊具の搬送、持ち込みに際して安全指導を行ったほか、レジャースポーツを行う者同士の事故やこれらの者と遊泳者、漁業関係者等との事故を防止するため、水上安全条例の運用等を通じて、危険行為の防止に努めるなど水上交通に関する秩序の維持に努めた。

なお、水上安全条例については、北海道、岩手県、福島県、東京都、茨城県、神奈川県、山梨県、栃木県、福井県、三重県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、長崎県、宮崎県及び沖縄県の16都道県において、海水浴場等に関する規制等を盛り込んだ条例が施行されている。

このほか、平成18年8月14日、千葉県浦安市の旧江戸川においてクレーン船が送電線を損傷し、首都圏において大規模停電が発生した事故を踏まえ、関係省庁と河川における船舶の安全航行等について検討を行った。